

片岡・吉岡・篠塚 3君の無罪がたぬ

3/3「6.12デッチあげ事件」第16回公判報告 **その1**



83. 3. 6
No. 1283

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二九三五(六)・(公衆電話)三三二七二〇七

三月三日に開かれた「六・一二デッチ上げ事件」第一六回公判は、弁護側最終弁論と片岡・吉岡・篠塚三君の最終意見陳述が行われ、「六・一二事件」が動労「本部」革マルと権力が一体となった、デッチ上げ・不当弾圧であることを徹底的に暴露するとともに、懲役6カ月という不当な論告求刑に怒りをたたきつけました。

革マルの側に立つ論告を弾劾

片岡 君

意見陳述の最初にたった片岡一博君は、三点にわたって検察官の論告求刑を弾劾しました。

まず第一は、検察官のいう「動機」が、動労千葉の組織破壊攻撃に失敗し、警察権力に弾圧を要請して「事件」をデッチ上げた動労「本部」革マルの側にこそあるものであり、動労千葉には「集団暴力行為」など必要とせず、なかったこと。

第二は、動労千葉に対しては「いかなる理由があっても暴力行為は許容しがたい」といつつ、「四・一七事件」をはじめとする動労「本部」革マルによる数々の暴力については触れないのであり、そもそも「労々問題」に権力が介入すべきではないこと。

第三に、「一般的通行人として通りかかったにすぎず」などと、動労「本部」||「一般通行人」に対する犯行とし、「本部」側に一定の判断をもって立つものだ。

裁かれるべきは動労「本部」 革マルだ——吉岡 君——

つづいてたった吉岡一君は、「六・一二事件」がまったくのデッチ上げであり、動労「本部」革マル・警察権力が一体となった動労千葉組織破壊攻撃であることは、十五回の公判を通じて鮮明になったと述べ、論告求刑を弾劾しました。

第一の理由は、嶋田・斎藤・佐藤ら動労「本部」と警察官の証言のみを一方的に採用し、斎藤・嶋田・佐藤証言の大きな喰い違いには一切ふれられないこと。そして片岡・吉岡・篠塚三君の具体的暴行について明らかにできないにもかかわらず、暴行をふるったと決めつけ、一方で、動労千葉の証人の証言すべてを信用しがたいとする差別論告であること。

第二の理由は、論告後に出された「動労千葉地本青年部情報」は、「懲役6カ月という求刑から

するならば判決のさい実刑はまぬがれないものと推測することができる。またそのことは必然的に千葉動労の組織的・財政的危機をもたらし、このこととふまえ、千葉動労解体のたまたかの一環として6・12弾劾の闘いを今後も展開していこう」と述べていることのために、「六・一二事件」をデッチ上げた本音が明瞭に暴露されており、裁かれるべきは動労「本部」である、と、きっぱりと主張しました。

デタラメな論告求刑は許せない 篠塚 君

意見陳述の最後にたった篠塚康則君は、嶋田や斎藤のデタラメな証言のみにもとづいて、懲役6カ月という不当な求刑を下した検察官を怒りをこめて弾劾しました。

篠塚君は、「六・一二」はオルグに失敗し組織的壊滅状態においこまれた動労「本部」が、警察の力をかりて動労千葉破壊を狙ったデッチ上げであり、警察の取り調べ中、「動労千葉を脱退しろ」といわれたことから明らかである。「嶋田に暴行をふるった」というデタラメな論告による求刑は絶対許せない。無罪を要求する。と、堂々と主張しました。

3・31 千葉地裁に結集しよう

三月三十一日の判決をひかえ、すでに「六・一二デッチ上げ告訴・告発事件」の全容は明らかとなりました。

一九七九年三月の分離独立以降、自らの裏切り行為におびえ、ただの一度も津田沼支部組合事務所の前を通れなかった嶋田誠が、なぜ八一年の「六・一二」当日にあらわれたのでしょうか。

政府・自民党・警察権力・国鉄当局の先兵となり、闘う労働組合・労働者に襲いかかる動労「本部」革マルこそ、労働者階級人民の名をもって裁かれるべきであります。

来る三月三十一日、千葉地裁に結集し、三君の無罪判決をかちとろうではありませんか。

三里塚—国鉄決戦勝利！ 春闘勝利！ 4月統一地方選勝利・中曽根打倒！ 「3・16労働者集会」に総結集しよう

日 時……三月十六日(水) 午後五時三十分
場 所……千葉市民会館 (千葉駅下車・徒歩5分)
基 調……中野書記長 「八三年、労働者はいかに闘うか」
主催者挨拶……関川委員長、挨拶：中江昌夫氏、北原鉞治氏、浅田光輝氏、他
主催・国鉄千葉動力車労働組合